

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇土市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇土市長

公表日

令和2年11月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>宇土市では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、全てを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得や資産の内容から国民健康保険税を算定し納税通知を行う。給付に係る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。</p> <p>具体的には、</p> <p>①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替) ③申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給</p>
③システムの名称	1. 総合行政システム国民健康保険 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 16,30の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16,24条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会) 番号法別表第2 42~45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第25条、25条の2及び第26条</p> <p>(情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2 1~5, 9, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 80, 87, 88, 93, 102の項 別表第二主務省令第1~6, 8, 19, 20, 25, 43, 44, 46条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部市民保険課
②所属長の役職名	市民保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市市民環境部市民保険課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市市民環境部市民保険課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>] 接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	I. 1. ②(事務の概要)	宇土市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得や資産の内容から国民健康保険税を算定し納税通知を行う。給付に係る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。 具体的には、 ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替) ③申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給 ④高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給	宇土市では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、全てを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得や資産の内容から国民健康保険税を算定し納税通知を行う。給付に係る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。 具体的には、 ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替) ③申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給 ④高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給	事後	変更は、文言の整理のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月18日	I. 3(法令上の根拠)	番号法第9条第1項 別表第一の16及び30の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 16,30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16,24条	事後	変更は、文言の整理及び主務省令の追記のみであり、しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	I. 4. ②(法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第二の1～5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 80, 87, 88, 93の項 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二の42～45の項 (情報照会)	(情報照会) 番号法別表第2 42～45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第25条及び第26条 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2 1～5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 80, 87, 88, 93の項 別表第二主務省令第1～8, 19, 20, 25, 43, 44, 46条	事後	変更は、文言の整理及び主務省令の追記のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月18日	II. 1(いつの時点の計数か)	平成27年5月31日時点	平成28年7月31日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月18日	II. 2(いつの時点の計数か)	平成27年5月31日時点	平成28年7月31日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成29年5月1日	I. 1. ③(システムの名称)	1. Acrocity国民健康保険 2. 宛名統合システム 3. 中間サーバー	1. Acrocity国民健康保険 2. 宛名統合システム 3. 中間サーバー 4. 国保情報集約システム	事前	変更は、使用システムの追加のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成29年5月1日	I. 5. ①(部署)	健康福祉部保険課	市民環境部市民保険課	事後	変更は、機構改革に伴う部署名の変更のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成29年5月1日	I. 5. ②(所属長)	保険課長 村田 裕成	市民保険課長 藤本 勲	事後	変更は、機構改革に伴う部署名の変更及び人事異動に伴う所属長の変更のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成29年5月1日	I. 7. (請求先)	宇土市健康福祉部保険課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111	宇土市市民環境部市民保険課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111	事後	変更は、機構改革に伴う部署名の変更のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成29年5月1日	I. 8. (連絡先)	宇土市健康福祉部保険課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111	宇土市市民環境部市民保険課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111	事後	変更は、機構改革に伴う部署名の変更のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成29年5月1日	II. 1(いつの時点の計数か)	平成28年7月31日時点	平成29年4月30日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成29年5月1日	II. 2(いつの時点の計数か)	平成28年7月31日時点	平成29年4月30日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成31年1月25日	I. 5. ②(所属長)	市民保険課長 藤本 勲	市民保険課長	事後	変更は、様式改訂に伴うものであり、しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月25日	Ⅱ. 1(いつの時点の計数か)	平成29年4月30日時点	平成30年12月31日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成31年1月25日	Ⅱ. 2(いつの時点の計数か)	平成29年4月30日時点	平成30年12月31日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和2年1月6日	I. 1. ③(システムの名称)	1. Acrocity国民健康保険 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 国保情報集約システム	1. 総合行政システム国民健康保険 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 国保情報集約システム	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅱ. 1(いつの時点の計数か)	平成30年12月31日 時点	令和元11月6日 時点	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅱ. 2(いつの時点の計数か)	平成30年12月31日 時点	令和元11月6日 時点	事前	システムの全面入替え
令和2年10月8日	I. 4②(法令上の根拠)	(情報照会) 番号法別表第2 42～45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第25条及び第26条 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2 1～5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 80, 87, 88, 93の項 別表第二主務省令第1～8, 19, 20, 25, 43, 44, 46条	(情報照会) 番号法別表第2 42～45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第25条, 25条の2及び第26条 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2 1～5, 9, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 80, 87, 88, 93, 102の項 別表第二主務省令第1～6, 8, 19, 20, 25, 43,	事後	変更は、法別表第二及び主務省令の追記のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和2年10月8日	Ⅱ. 1(いつの時点の計数か)	令和元年11月6日時点	令和2年9月30日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和2年10月8日	Ⅱ. 2(いつの時点の計数か)	令和元年11月6日時点	令和2年9月30日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため